

1. 平成19年度に機構が実施した選択的評価事項に係る評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の実施する認証評価は、短期大学の正規課程における教育活動を中心として短期大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するものですが、短期大学にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つであり、さらに短期大学は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで機構では、「評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること」、「短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、各短期大学の個性の伸長に資するよう、短期大学評価基準とは異なる側面から短期大学の活動を評価するために、「研究活動の状況」（選択的評価事項A）と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」（選択的評価事項B）の二つの選択的評価事項を設定し、短期大学の希望に基づいて、これらの事項に関わる活動等について評価を実施しました。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、公・私立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象短期大学の状況に応じた評価部会を編成し、評価を実施しました。

評価部会には、各短期大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施しました。

（1）短期大学における自己評価

各短期大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 選択的評価事項ごとに、自己評価の状況を踏まえ、その評価事項に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、評価し、その旨を公表しました。

なお、選択的評価事項は、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、目的の達成状況等については、その個々の内容ごとに行うのではなく「基本的な観点」の分析状況を総合した上で、選択的評価事項ごとに行いました。

② 改善の必要が認められる場合や、取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘も行いました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、評価実施手引書に基づき、各短期大学が作成した自己評価書（短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に、必要に応じて短期大学機関別認証評価の訪問調査に併せて実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成 18 年 6 月から 7 月にかけて、公・私立短期大学の関係者に対し、評価の仕組み、方法などについて説明会を実施しました。
- (2) 機構は、平成 18 年 7 月から 9 月に、以下の 2 短期大学の申請を受け、評価を実施することとなりました。
 - 公立短期大学（2 短期大学）
山形県立米沢女子短期大学（B）、長野県短期大学（A）
- (3) 機構は、平成 18 年 11 月に対象短期大学の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成 19 年 6 月に評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。
- (5) 機構は、平成 19 年 6 月末に、対象短期大学から自己評価書の提出を受けました。

※自己評価書提出後の対象短期大学の評価は、次のとおり実施しました。

7 月	書面調査の実施
9 月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
12 月	訪問調査の実施（必要に応じて短期大学機関別認証評価の訪問調査と併せて書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象短期大学の状況を調査） 評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (6) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成 20 年 1 月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(7) 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、平成20年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

選択的評価事項においては、その事項に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、4段階の評価を実施し、その旨を公表しました。

7 短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 短期大学機関別認証評価委員会

大竹美登利	東京学芸大学教授
大塚雄作	京都大学教授
大野博之	国際学院埼玉短期大学副理事長・副学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
上條宏之	長野県短期大学長
○岸井勇雄	県立新潟女子短期大学長
小舘静枝	小田原女子短期大学長
澤井昭男	福島学院大学教授
清水一彦	筑波大学大学院人間総合科学研究科長
関根秀和	大阪女学院大学長、大阪女学院短期大学長
舘昭	桜美林大学教授
中留武昭	鹿児島県立短期大学長
平山朝子	岐阜県立看護大学長
◎森脇道子	自由が丘産能短期大学長
山内昭人	学校法人山内学園理事長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
吉田文	メディア教育開発センター教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 短期大学機関別認証評価委員会評価部会

雨宮照雄	三重短期大学教授
○大竹美登利	東京学芸大学教授
滝川嘉彦	学校法人滝川学園理事長、名古屋文理大学短期大学部学長
◎森脇道子	自由が丘産能短期大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

※ 上記評価部会の委員のほか、選択的評価事項Aにおいて書面調査を担当した委員

秋川陽一	倉敷市立短期大学保育学科長
阿部真美子	山梨県立大学人間福祉学部長
上野和子	昭和女子大学短期大学部教授
加納三千子	福山市立女子短期大学教授
平舘英子	日本女子大学教授
波田野節子	県立新潟女子短期大学教授
原岡文子	聖心女子大学教授
三國隆志	神奈川県立外語短期大学長